

令和7年度メタバーズ活用就業相談会等 企画運営業務

業務仕様書

令和7年4月
岩手県

この「業務仕様書」（以下「仕様書」という。）は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「令和7年度メタバース活用就業相談会等企画運営業務」（以下「本業務」という。）に係る受託候補者の選定に関して、県が、契約する事業者（以下「受託者」という。）に要求する本業務の概要や仕様を明らかにし、企画コンペに参加しようとする者の提案に具体的な指針を示すものである。

1 基本事項

(1) 業務の名称

令和7年度メタバース活用就業相談会等企画運営業務

(2) 趣旨及び目的

高齢化や後継者不在等の担い手不足等により農業従事者が減少する中、県の農業を支える人材を確保・育成していくことが喫緊の課題となっている。

そこで、新規就業者の確保に向け、全国の就業希望者を対象として、メタバース空間（インターネット上の仮想空間）を活用した就業相談会及び WEB 会議システム等を活用したリモート就農体験ツアーを開催する。

(3) 用語の定義

用語	説明
岩手県メタバース空間	本業務で、整備、運用するメタバース空間全体の名称
エリア	・メタバース空間内に設置された様々な空間 ・各ルームを束ねる空間
ルーム	各エリアにおける空間に区切られた最小単位 (例 D 商談エリアで使用する単位で、別空間に遷移)
同時入室	1つのルームに同時にアクセスし、アクセスしたユーザー間で交流できる

(4) メタバース空間を活用して実現したいイメージ

以下の特徴を持ったメタバース空間を導入する。

- ・特別なアプリや会員登録が不要で、ブラウザからのアクセスが可能な空間
- ・アバターを用いて一対一で就業相談会等(アバター同士での会話等)が可能な空間
- ・写真や動画等を用いて、岩手県の情報発信可能な空間
- ・参加者が一つの空間に集まり交流ができるエリア

(5) 本業務の概要とシステム構成要素

本業務では、令和6年度に構築したメタバース空間にあるコンテンツ要素を再現し、岩手県独自の空間を整備する。

ア メタバースプラットフォーム

セミナールーム、個別相談用ルーム※を必ず構築すること。

※ セミナールーム、個別相談ルームは、令和6年度に構築した本県のメタバース空間のH・Iルームに相当するイメージ。4ページの参考をご覧ください)

イ 岩手県メタバース空間

県民や事業者等が誰でもアクセス可能な外部に公開されているメタバース空間

ウ 岩手県メタバース空間のコンテンツ・プログラム

メタバース空間上のデザインや配置する画像・動画等。

エ 岩手県メタバース空間の管理用WEBシステム

岩手県メタバース空間のコンテンツ・プログラムを作成・編集が可能な内部管理用のWEBシステム。

2 メタバース空間整備

(1) メタバースプラットフォームについて

専用アプリ等が不要でPC・スマートフォン等からアクセスできるクラウドサービスを活用すること。

(2) クラウドサービスについて

ア クラウドサービスの廃止、サービス内容の変更等に伴い契約を終了する場合は、県に協議したうえで、他のクラウドサービス等に円滑に移行できるようにすること。

イ 構築したサービスにログインして作業する場合のセキュリティ対策を明示すること。

ウ 障害発生時には、速やかに原因を特定し、適切に対応するとともに、県に報告すること。

エ メタバースプラットフォームで利用するクラウドサービスは、原則として、日本国の法律及び締結された条約が適用される国内データセンターにおいてデータが管理され、日本国に裁判管轄権があるクラウドサービスとすること。

3 管理側のシステム権限について

(1) 管理側システムについて

ア 岩手県のメタバース空間内に掲載する写真、映像など様々なデータを自由に配置できること。

イ 利用権限の付与機能により、利用者に応じて閲覧・編集できるデータを制限することができること。

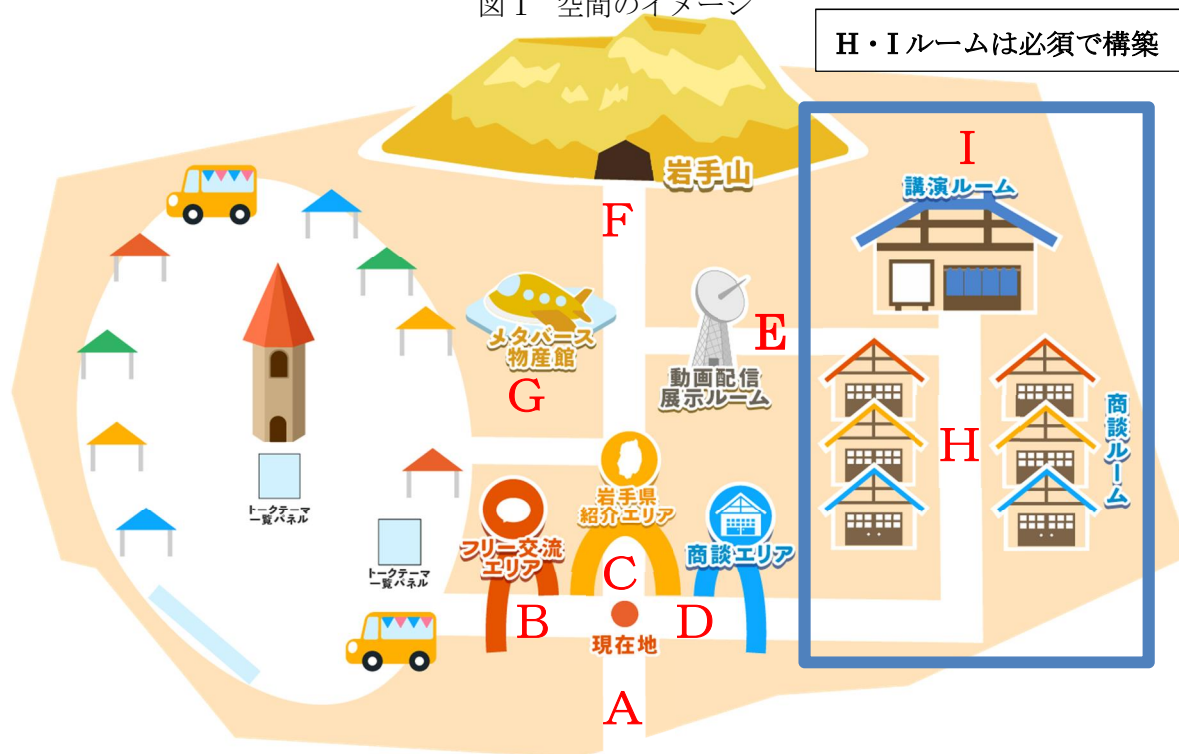
【参考】岩手県メタバース空間について

昨年度、構築した岩手県メタバース空間は、下記のとおりである。

参考 『黄金の國いわて。』フードショーinメタバース

<https://door.ntt/nCKqvkt/Iwate-FoodShow-preview>

図1 空間のイメージ



H・I ルームは必須で構築

エリア名	ルーム名	説明	ルーム数
A エントランス		- メタバース空間の最初の入口となる場所 B、C、Dのエリアのうち、希望するエリアに円滑に誘導可能なエリア	B、C、Dの3つのエリアに遷移可能な機能を設ける。
B フリー交流エリア		- 参加者同士が一堂に会して、会話ができるエリア - アバター同士が会話やチャットが可能であること。	参加者の増加に円滑に対応できるルーム数とする。
C 岩手県紹介エリア	E 動画配信展示ルーム	岩手県の情報発信動画などを空間内に掲載し、参加者等が自由に視聴できるルーム	3つのルームを設け、遷移可能な機能を設ける。
	F 岩手山情報提供ルーム	岩手県の観光、移住関係などの情報発信を行うルーム	
	G 物産館ルーム	「バーチャル物産展」アクセスでき、参加者が岩手の特産物を購入できるようなルーム	
D 商談エリア	H 商談・個別相談ルーム	基本的には、生産者とバイヤーが個別に商談するために使用。	- 各商談ルームに遷移可能な機能を設ける。 15 ルーム以上設ける。(15 ルームが

			同じ空間である必要はない)
	I 講演・セミナールーム	・生産者等の商品情報(画像・動画)を掲載が可能 ・管理者及び講演者等が参加者に対して説明等を実施。	・1ルーム以上設ける。

(1) 岩手県メタバース空間整備について（昨年度の仕様であり、本業務では参考事項）

- ア 事業内容(商談会等)がスムーズに進行できるよう安定した空間整備とすること。
- イ 1つのルームに対し、20人以上が同時入室可能な空間とすること。
- ウ メタバースに慣れていない方でも操作ができるように、わかりやすい空間設計とすること。(参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計とすること。)
- エ アバターを通じて気軽に商談会や交流会等が実施できるよう操作性、音声、表示などわかりやすいものとする。
- オ メタバース空間内は、アバターを介してコミュニケーション(音声、チャット)が可能な空間設定にすること。また、管理者権限でコミュニケーション機能を設定(参加者はオフにする等)ができるような空間にすること。
- カ 「E 動画配信展示ルーム」「F 岩手山情報提供ルーム」「G 物産館ルーム」「H 商談ルーム」「I 講演ルーム」については、現在構築されているメタバース空間を基に再現すること。
- キ 現在の空間にある「B フリー交流エリア」「C 岩手県紹介エリア」「D 商談エリア」は同一の空間内に構築されているが、空間容量を検討したうえで、別空間に構築を検討する。
- ク 参加者の増加に伴う対応については、別空間(複製空間でも可能)で対応できるようにすること。
- ケ 事業概要に合わせアクセス数を増やす場合には、細分化し別空間へ遷移も検討する。
- コ 各ルームにエントランスエリアに戻れるような機能を設けること。
- サ 事業実施にあたり、メタバース空間での不具合などが起きた場合の対処についても検討すること。
- シ 空間の軽量化の工夫については県との協議の上、決定すること。

(2) 利用端末について（昨年度の仕様であり、本業務では参考事項）

- ア OSとしてWindows、macOS、android、iOSに対応可能であること。
- イ 専用アプリが不要で、Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、safariなどのブラウザからURLをクリックすることでアクセス可能とすること。
- ウ Microsoft Edge、Google Chrome、Firefox、safariの最新リリース(又は直近の2つのリリース)に対応すること。

(3) ソフトウェアについて（昨年度の仕様であり、本業務では参考事項）

- OSやブラウザのバージョンアップによる影響をできるだけ受けないシステムとすること。

4 事業概要について

県との協議・調整を図りながら、次の業務を行う。

(1) メタバース空間を活用した就業相談会の開催

本県で農林水産業を始めることに興味を持っている者を対象に、メタバース空間上において就業に関する情報を提供するセミナー及び個別相談会を組み合わせた就業相談会（以下「就業相談会」という。）を開催すること。

ア 開催時期、回数

(ア) 時期：令和7年6月～11月頃

(イ) 回数：農業分野2回、林業分野1回、水産業分野1回

イ 開催内容

就業相談会は、以下の内容で実施する。

(ア) 新規就業に係るセミナー

就業関係情報提供、新規就業者等による事例発表等を行う。なお、事例発表者は県と受託者が協議の上、選定することとし、開催前にそれぞれ1名を決定する。

(イ) 個別相談会

参加者が就業を支援する関係機関等と個別相談が可能な出展ブース（ルーム、1出展者当たり1ブース）を設置する。なお、個別相談会場としてブース数は概ね5程度とする。

ウ メタバース空間の構築

(ア) 事業内容がスムーズに進行できるよう安定した空間整備とすること。

(イ) テーマが異なる交流会などに活用できるよう汎用性が高い空間を構築すること。（商談会など）

(ウ) メタバース空間に慣れていない方でも操作ができるように、わかりやすい空間設計とすること。（参加者がメタバース空間上で迷わないような空間設計とすること。）

(エ) アバターを通じて気軽に商談会や交流会等が実施できるよう操作性、音声、表示などわかりやすいものとする。

エ 就業相談会の企画・運営及び参加者の取りまとめ

(ア) 就業相談会実施に向けた企画・運営を行うこと。

(イ) 出展者や参加者を取りまとめ連絡調整等を行うこと。

(ウ) 事例発表者の紹介やブース出展者の一覧や概要、メタバース空間の配置等を整理した参加者向けの当日用資料を作成すること。

(エ) 就業相談会を実施する前にリハーサルを行うこと。

(オ) 参加者等への周知及び調整

チラシデータを作成し、県と協力しWEB及びSNS等で各イベントを周知すること。

オ 当日の進行管理等

(ア) 相談会当日の企画・運営を行うこと。

(イ) 当日の運営マニュアル・進行台本を作成すること。

(ウ) 作成した運営マニュアル・進行台本等のデータを提供すること。

(エ) 当日の進行を行うとともに、参加者がスムーズに就業相談等ができるよう

参加者等に適切な誘導等を行うこと。

カ 操作マニュアルの作成・メタバース空間使用サポート

(7) 出展者・参加者等向けのサポート

- ・ 操作マニュアル等を作成すること。
- ・ 出展者・参加者等に対して事前説明会等を開催し、使い方について教授すること。

(イ) 管理者（県）等向けのサポート

- ・ 操作マニュアル等を作成すること。
- ・ 管理者（県）等に対して、事前説明会等を開催し、使い方について教授すること。
- ・ 当日、県担当者向け端末として、メタバース空間で問題なく利用可能な状態のPCを5台及び、安定した通信環境となるようWi-Fiルーター貸与すること。

キ 就業相談カード、アンケートの取りまとめ

(7) 当日の出展者及び参加者に対して、アンケートを実施、集計・分析を行うこと。

(イ) 参加者に就業相談会の前に就業相談カードを配布し、必要事項を記載させるとともに、相談会当日に出展者が相談対応を実施の上、相談状況を記入した就業相談カードを取りまとめること。

(ウ) 就業相談カードは県が提供する物を活用すること。アンケートは県と協議し作成すること。

(2) WEB 会議システム等を活用したリモート就農体験ツアーの開催

本県で農業を始めることに関心を持っている者を対象に、本県での就農のイメージの具現化を支援するため、県内の農業現場をオンラインでライブ配信し、農業者等と交流するリモート就農体験ツアー※（以下「体験ツアー」という。）を開催すること。

※ 体験ツアーはメタバース空間ではないもの。

ア 開催時期

令和7年7月～11月頃

イ 実施回数

2回

ウ 開催場所（リモートで繋ぐ農業現場）

委託契約後、県と受託者が協議の上、決定する。

エ 催行人数

各回10人程度

オ 内容

リモート農業体験、農業者等と交流等。

※ 農作業をしている様子等を、WEB会議システム等を活用してライブ配信し、参加者に農業体験をしているような雰囲気伝える。

カ 参加条件

体験ツアー終了後にアンケートに回答すること

キ 実施方法

- (ア) オンライン（ライブ配信）とすること。
- (イ) 1回当たり、農業現場2か所程度（2品目でも可）をオンラインで繋げること。
- (ウ) オンライン（ライブ配信）可能な通信環境を整えること。

ク 企画・運営及び参加者の取りまとめ

- (ア) 体験ツアー実施に向けた企画・運営を行うこと。
- (イ) 出席者や参加者を取りまとめ、出席と連絡調整等を行うこと。
- (ウ) 参加者向けの当日用資料を作成すること。
- (エ) 体験ツアーを実施する前にリハーサルを行うこと。

ケ 参加者等への周知及び調整

チラシデータを作成し、県と協力しWEB及びSNS等で周知すること。

コ 当日の進行管理等

- (ア) 体験ツアー当日の企画・運営を行うこと。
- (イ) 当日の運営マニュアル・進行台本を作成すること。
- (ウ) 作成した運営マニュアル・進行台本等のデータを提供すること。
- (エ) 当日の進行を行うとともに、参加者がスムーズに参加ができるよう、参加者等に適切な誘導等を行うこと。

サ アンケートの実施、取りまとめ

- (ア) 当日の出席者及び参加者に対してアンケートを実施、集計・分析を行うこと。
- (イ) 体験ツアー催行中の写真を撮影し、終了後の報告にあたっては、参加者人数等の情報とあわせて、撮影した写真等のデータを県に提供すること。なお、写真については、県ウェブサイト、広報などで使用する可能性があるため、予め参加者の理解を得ておくこと。
- (ウ) アンケートは県と協議し作成すること。

シ 体験ツアーレポートの作成

実績報告書とは別に、体験ツアー終了後に、参加者の感想、意見を交えた体験ツアーレポートを作成し県に提出すること。

(3) 業務報告

下記資料について、提出すること。なお、納品に当たっては、書面及び電子データ（Microsoft Word形式等）で提出すること。

ア 業務報告書

本業務の実施経過、結果等を整理した資料を作成し、提出すること。なお、下記の内容を含むものとする。

- (ア) 就業相談会、体験ツアー開催状況
- (イ) PR の状況
- (ウ) 参加者名簿
- (エ) 構築したメタバース空間等、本事業の制作物一式の状況が分かる資料（実物写真、スクリーンショット等）
- (オ) アンケート結果
- (カ) 体験ツアーレポート

- (キ) 実施内容の評価・分析結果
- (ク) その他県が必要と認めた事項

イ 体験ツアーの記録写真・動画等

(4) 留意事項

- ア 就業相談会参加者の目標数は、農業分野は各 15 人、林業分野・水産業分野は各 10 人とし、空間負荷影響を考慮すること。
- イ 就業相談会は、農林水産業分野の各担当と協議・調整の上、各分野で効果的な内容・方法を検討して実施すること。
- ウ 出展者・参加者等を広く募集するため、関係機関と連携に協力すること。
- エ 農業分野は、岩手県農業経営・就農支援センターと連携しながら事業を進めること。

5 契約に関する条件

(1) 再委託等の制限

- ア 受託者は、本業務の全部を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
- イ 受託者は、本業務の一部を第三者に委託することができるが、その際は事前に、再委託の内容、再委託先（商号又は名称）、その他再委託先に対する管理方法等、必要事項を県に対して文書で提出し、承諾を得なければならない。

(2) 業務履行に係る関係人に関する措置要求

- ア 県は、本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- イ 県は、上記「(1) 再委託等の制限」イにより受託者から委託を受けた者で本業務の履行につき著しく不相当と認められる場合は、受託者に対して、その理由を明示した文書により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。
- ウ 受託者は、上記ア、イによる請求があったときは、当該請求に係る事項について必要な措置を講じ、その結果を、請求を受けた日から 10 日以内に、県に対して文書により通知しなければならない。

(3) 権利の帰属等

本業務の実施により作成された報告書又はその利用に関する著作権、所有権等に関しては、委託料の支払いの完了をもって受託者から県に移転することとする。

(4) 機密の保持

受託者は、本業務を通じて知り得た情報を機密情報として扱い、目的外の利用並びに、第三者への開示及び漏えいをしてはならない。契約終了後もまた同様である。

(5) 個人情報の取扱い

個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 66 条第 2 項において準用する同条第 1 項の規定による安全管理措置を講ずる義務及び契約内容の特記事項について遵守しなければならない。

(6) その他

- ア 本業務の遂行にあたり、WEB会議を開催する際は受託者が会議のホストとなり、会議の参加者を招待すること。

イ この仕様書に記載のない事項については、県と協議のうえ、取扱い等を決定し、業務を遂行すること。

6 受託者の要件

- (1) 個人情報扱う国または自治体の受託実績（大規模な展示会など）があること。

7 法令等の遵守

- (1) 受託者は、民法（明治 29 年法律第 89 号）、著作権法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成 11 年法律第 128 号）その他関係法規を遵守すること。
- (2) 受託者は、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、個人情報の保護等に関する条例（令和 4 年 12 月 22 日岩手県条例第 49 号）及び受託者が定めた個人情報保護に関するガイドライン等を遵守し、個人情報を適正に取り扱うこと。

個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第1 受注者は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約に係る事務の処理又は事業の遂行（以下単に「業務」という。）の実施に当たっては個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。また、死者に関する情報についてもまた、同様に適正に取り扱わなければならない。

（秘密の保持）

第2 受注者は、業務に関して知り得た個人情報及び死者に関する情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。業務が終了し、又はこの契約を解除された後においても、同様とする。

（個人情報管理責任者等）

第3 受注者は、業務における個人情報の取扱いに係る管理責任者（以下「個人情報管理責任者」という。）及び業務に従事する者（以下「業務従事者」という。）を定め、書面により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

3 個人情報管理責任者は、個人情報取扱特記事項（以下「特記事項」という。）に定める事項を適切に実施するよう業務従事者を監督しなければならない。

4 業務従事者は、個人情報管理責任者の指示に従い、特記事項に定める事項を遵守しなければならない。

（作業場所の特定）

第4 受注者は、個人情報を取り扱う場所（以下「作業場所」という。）を定め、あらかじめ発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、書面によりあらかじめ発注者に報告しなければならない。

（個人情報の持出しの禁止）

第5 受注者は、発注者の指示又は事前の承諾がある場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出してはならない。

（保有の制限）

第6 受注者は、業務を行うために個人情報を取得し、又は作成するに当たっては、法令（条例を含む。）の定める所掌業務を遂行するため必要な場合に限り、利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を保有してはならない。

（個人情報の目的外利用及び提供の禁止）

第7 受注者は、発注者の指示がある場合を除き、業務に関して知り得た個人情報をこの契約の目的以外のために利用し、又は発注者の書面による承諾なしに第三者に提供してはならない。

（漏えい、毀損及び滅失の防止等）

第8 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の漏えい、毀損及び滅失の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(教育の実施)

第9 受注者は、個人情報管理責任者及び業務従事者に対して、次に掲げる事項について、教育及び研修を実施しなければならない。

(1) 在職中、当該契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと。退職後においても、同様とすること。

(2) 特記事項において業務従事者が遵守すべき事項その他業務の適切な履行に必要な事項(資料の返還等)

第10 受注者は、業務を処理するために、発注者から引き渡された個人情報が記録された資料は、業務完了後直ちに速やかに、かつ、確実に廃棄するものとする。ただし、発注者が別に指示したときは、当該方法によるものとする。

(複写又は複製の禁止)

第11 受注者は、業務を処理するために発注者から引き渡された個人情報が記録された資料等について、発注者の書面による承諾なしに複写又は複製をしてはならない。

(個人情報の運搬)

第12 受注者は、業務を処理するため、又は業務完了後において個人情報が記録された資料等を運搬するときは、個人情報の漏えい、紛失又は滅失等を防止するため、受注者の責任において、確実な方法により運搬しなければならない。

(再委託の承諾)

第13 受注者は、業務に関して知り得た個人情報の処理を自ら行うものとし、発注者が書面により承諾した場合を除き、第三者にその取扱いを委託してはならない。なお、再委託した業務を更に委託する場合も同様とする。

2 受注者は、前項の規定による承諾を受ける場合は、再委託先の名称、再委託する理由、再委託して処理する内容、再委託先において取り扱う情報、再委託先における安全性及び信頼性を確保する対策並びに再委託先に対する管理及び監督の方法を明確にした上で、業務の着手前に、書面により再委託する旨を発注者に協議し、その承諾を得なければならない。

3 前項の場合において、受注者は再委託先にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、発注者に対して、再委託先の全ての行為及び結果について責任を負うものとする。

4 受注者は、再委託先との契約において、再委託先に対する管理、監督の方法及び方法について具体的に定めなければならない。

5 受注者は、再委託先に業務を委託した場合は、その履行状況を管理・監督するとともに、発注者の求めに応じて、管理及び監督の状況を発注者に対して適宜報告しなければならない。

(実地調査)

第14 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の利用、管理状況等について、随時実地に調査することができる。

(指示、報告等)

第15 発注者は、受注者が業務に関して取り扱う個人情報の適切な管理を確保するため、受注者に対して必要な指示を行い、又は必要な事項の報告若しくは資料の提出を求めることができる。

(事故発生時の対応)

第16 受注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、その事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に対して、当該事故に関わる個人情報の内容、件数、

事故の発生場所、発生状況等を書面により報告し、発注者の指示に従わなければならない。

- 2 発注者は、業務に関し個人情報の漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。